

令和 7 年 6 月 2 6 日
地域振興部文化観光課

江東区文化センターほか 11 施設の指定管理者の選定手続きについて

江東区文化センターほか 11 施設について、「江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」及び各施設設置条例に基づき、令和 3 年 4 月から指定管理者制度による管理運営を行っているところであるが、令和 7 年度末をもって現在の指定期間の満了を迎えるため、次のように再選定の手続きを実施する。

1 施設の名称・施設所在地

施設の名称	施設所在地
江東区文化センター	江東区東陽四丁目 1 1 番 3 号
森下文化センター	江東区森下三丁目 1 2 番 1 7 号
古石場文化センター	江東区古石場二丁目 1 3 番 2 号
豊洲文化センター	江東区豊洲二丁目 2 番 1 8 号
亀戸文化センター	江東区亀戸二丁目 1 9 番 1 号
東大島文化センター	江東区大島八丁目 3 3 番 9 号
砂町文化センター	江東区北砂五丁目 1 番 7 号
総合区民センター	江東区大島四丁目 5 番 1 号
江東公会堂	江東区住吉二丁目 2 8 番 3 6 号
深川江戸資料館	江東区白河一丁目 3 番 2 8 号
芭蕉記念館	江東区常盤一丁目 6 番 3 号
中川船番所資料館	江東区大島九丁目 1 番 1 5 号

2 現在の指定管理者・指定期間

現在の指定管理者	現在の指定の期間
公益財団法人江東区文化コミュニティ財団	令和 3 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで

3 選定方法

非公募による選定

(非公募の理由)

- (1) 施設運営の豊富な経験と文化芸術事業を実施する高い専門性や知識に基づき、地域住民や関係団体等と継続的・安定的な信頼関係を維持しながら、地域の特色を活かした様々な事業を展開している。また、公益性を重視し、経費削減に努めるなど、安定した行政サービスの確保を実現している。
- (2) 年度評価（令和3年度～令和5年度）の総合評価でも「A」評価であり、第三者評価の結果も優れており、能力および実績が十分にある。
- (3) 経費削減や効率的な施設管理に努めているほか、新たな歳入確保への取り組みを行い、収支の安定化が図れている。

4 今後の日程（予定）

日 付	内 容
令和7年8月	江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会で指定管理者（候補者）の決定
令和7年10月	第三回区議会定例会において指定議案の議決
令和8年3月	協定書の締結
令和8年4月	指定管理者による運営開始